

保険金等の年金払特約条項 目次

この特約の概要

第1条	用語の意義	第14条	特約年金の支払回数の変更
第2条	特約年金の支払	第15条	特約の社員配当金
第3条	特約年金の支払に関する補則	第16条	主約款に定める保険金、死亡給付金および災害死亡給付金の支払方法の選択の取扱
第4条	特約年金の現価の一時支払	第17条	管轄裁判所
第5条	特約年金の請求、支払時期および支払場所	第18条	主約款の規定の準用
第6条	特約年金の代理請求	第19条	主契約に付加されている5年ごと配当付定期保険特約または5年ごと利差配当付定期保険特約の取扱
第7条	特約の締結	第20条	5年ごと配当付終身保険または5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則
第8条	特約の失効	第21条	引出機能付災害6割加算型変額年金保険等または積立利率変動型個人年金保険に付加した場合の特則
第9条	特約の復活		
第10条	特約の解約		
第11条	特約の返還金		
第12条	特約の消滅		
第13条	特約年金が支払われる場合の特約年金受取人に関する取扱		

保険金等の年金払特約条項

(平成20年6月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、死亡または高度障害による保険金等について、一時支払にかえて年金支払を行うことを目的としたものです。

第1条 (用語の意義)

この特約条項において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

	用語の意義
特約年金額	特約年金を支払うときに基準となる金額として、第2条（特約年金の支払）第2項の規定により定めた金額をいいます。ただし、第14条（特約年金の支払回数の変更）の規定により特約年金の支払回数が変更されたときは、変更後の支払回数にもとづき第2条第2項の規定により定めた金額をいいます。
年金支払期間	特約年金が支払われる場合に、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金、死亡給付金、災害死亡給付金または高度障害保険金（以下「主契約の保険金等」といいます。）の支払事由が生じた日から、最終回の特約年金の支払日までの期間をいいます。なお、年金支払期間が満了したときは、この特約は消滅します。
特約年金の未支払分の現価	年金支払期間中のこの特約が消滅した日または年金支払期間中の特約年金の現価の一時支払の請求日における特約年金の支払残存回数に応じて、当会社所定の方法により計算した金額をいいます。なお、「支払残存回数」とは、この特約が消滅した日または特約年金の現価の一時支払の請求日より後に支払われる特約年金の回数をいいます。

第2条 (特約年金の支払)

- 当会社は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により主契約の保険金等が支払われることとなるときは、第2項各号の金額の合計額の一時支払にかえて、第2項の規定によって定められた特約年金額と同額の特約年金を特約年金受取人に支払います。
- 第1項の場合、つぎの各号の金額の合計額（保険料の自動貸付もしくは契約者貸付または未払込保険料があるときは、保険料の自動貸付および契約者貸付の元金金ならびに未払込保険料の合計額を差し引きます。以下「保険金等の一時支払合計額」といいます。）をもとに、主契約の保険金等の支払事由が生じた日における当会社の定める率により特約年金額を定めます。ただし、特約年金受取人が2人以上であるときは、各特約年金受取人について、保険金等の一時支払合計額のうち主契約の保険金等の受取割合に応じて計算された金額をもとに、それぞれ特約年金額を定めます。
 - 主約款の規定により支払われることとなる主契約の保険金等
 - 第1号に定める主契約の保険金等とともに支払われることとなる特約死亡保険金、特約高度障害保険金、特約障害保険金、災害保険金、災害割増保険金、特約死亡給付金、特約災害死亡給付金および障害給付金（以下「特約の保険金等」といいます。）
 - その他第1号に定める主契約の保険金等とともに支払われることとなる金額
- 第2項の規定によって定められた特約年金額が当会社の定める金額に満たないときは、第1項の規定にかかわらず、当会社は、保険金等の一時支払合計額（特約年金受取人が2人以上であるときは、保険金等の一時支払合計額のうちそ

の特約年金を受け取るべき特約年金受取人に対応する金額)を一時に支払います。この場合、この特約(特約年金受取人が2人以上であるときは、当該特約年金受取人に対応する部分)は、消滅します。

4. 特約年金の支払回数については、保険契約者がこの特約の締結時に定めた一定の回数(特約年金受取人が2人以上であるときは、すべての特約年金受取人について同一)とします。ただし、特約の締結後にその回数が変更されたときは、変更後の回数とします。
5. 特約年金の支払日については、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1回の特約年金
主契約の保険金等の支払事由が生じた日
 - (2) 第2回以後の特約年金
第1回の特約年金の支払日の年単位の応当日

第3条(特約年金の支払に関する補則)

1. 特約年金受取人は、第2条(特約年金の支払)第2項第1号の主契約の保険金等の受取人とします。ただし、主契約の保険金等の受取人が故意に主契約の被保険者を死亡させた場合は、その主契約の保険金等の受取人を除きます。
2. 特約年金の支払事由発生後、その年金支払期間中に特約年金受取人が死亡したときは、第2条に定める年金の支払の規定にかかわらず、当会社は、特約年金の未支払分の現価(特約年金受取人が2人以上であるときは、死亡した受取人に対応する部分の現価)を、死亡した特約年金受取人の法定相続人(法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人)に一時に支払います。この場合、この特約(特約年金受取人が2人以上であるときは、死亡した特約年金受取人に対応する部分)は、その特約年金受取人の死亡時に消滅します。
3. 特約年金受取人は、主契約の保険金等の支払事由発生後、第1回の特約年金が支払われる前に限り、特約年金の支払にかえて、主約款および主契約に付加されているその他の特約の特約条項の規定により、保険金等の一時支払合計額(特約年金受取人が2人以上であるときは、保険金等の一時支払合計額のうち当該特約年金受取人に対応する金額。以下第4項において同じ。)の支払を請求することができます。
4. 第3項の場合、当会社が、保険金等の一時支払合計額を支払ったときは、この特約(特約年金受取人が2人以上であるときは、第3項の請求を行った特約年金受取人に対応する部分)は消滅します。

第4条(特約年金の現価の一時支払)

1. 特約年金受取人は、年金支払期間中、将来の特約年金の支払にかえて、特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求することができます。
2. 当会社が、特約年金の未支払分の現価を一時に支払った場合には、この特約(特約年金受取人が2人以上であるときは、当該特約年金受取人に対応する部分)は消滅します。

第5条(特約年金の請求、支払時期および支払場所)

1. 特約年金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約年金受取人は、すみやかに当会社に通知してください。
2. 特約年金の支払事由が生じたときは、特約年金受取人は、当会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、第1回の特約年金を請求してください。この場合、特約年金受取人が2人以上のときは、特約年金受取人は共同して請求することを要します。
3. 本条または第6条(特約年金の代理請求)の規定により特約年金の請求を受けた場合、当会社が必要と認めたときは、事実の確認を行い、または当会社が指定した医師による主契約の被保険者の診断を求めます。
4. 当会社は、第1回の特約年金を支払うときに、年金証書を作成して特約年金受取人に交付します。
5. 第2回以後の特約年金の支払日が到来したときは、特約年金受取人は、当会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。
6. 第4条(特約年金の現価の一時支払)の規定により特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求するときは、特約年金受取人は、当会社に、その請求に必要な書類(別表1)を提出してください。
7. 本条または第6条の請求を受けた場合、特約年金は、その請求に必要な書類が当会社の本社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本社で支払います。ただし、事実の確認または当会社が指定した医師による主契約の被保険者の診断のため特に日数を要する場合は、5営業日をこえることがあります。
8. 第3項の場合、保険契約者、主契約の被保険者、特約年金受取人または第6条第2項に定める代理人が、当会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、当会社は、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで特約年金を支払いません。当会社が指定した医師による主契約の被保険者の診断を求めたときも同様とします。

第6条(特約年金の代理請求)

1. 主契約の高度障害保険金が支払われることとなったことにより、特約年金の支払事由が生じた場合、特約年金受取人が特約年金を自ら請求できないつぎの各号のいずれかに該当する特別な事情があるときは、第2項に定める者が、請求に必要な書類(別表1)および特別な事情を示す書類(別表1)を提出して、特約年金受取人の代理人として特約年金を請求することができます。ただし、特約年金受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 特約年金の請求を行う意思表示が困難であると当会社が認めた場合
 - (2) その他第1号に準じる状態であると当会社が認めた場合
2. 第1項の規定により特約年金受取人の代理人として特約年金を請求することができる者はつぎの者とします。ただし、故意に特約年金の支払事由を生じさせた者または故意に特約年金受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者を除きます。

- (1) 主契約に付加されている特約において指定代理請求人があらかじめ指定されているときは、その者。ただし、請求時において、主契約の被保険者と同居または生計を一にしている主契約の被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
- (2) 第1号に該当する者がいない場合には、請求時において、主契約の被保険者と同居または生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人
3. 指定代理請求人の指定もしくは変更または主契約の死亡保険金受取人の変更が行われた場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 指定代理請求人の指定または変更が行われた場合、指定または変更前に支払事由が生じた特約年金については、第1項および第2項の規定による請求は取り扱いません。
 - (2) 主契約の死亡保険金受取人の変更が行われた場合、変更前に支払事由が生じた特約年金については、変更後の主契約の死亡保険金受取人による特約年金受取人の代理人としての請求は取り扱いません。
4. 本条の規定により特約年金を請求する場合、第2項第2号に該当する主契約の死亡保険金受取人が2人以上のときは、当該受取人は共同して請求してください。
5. 本条の規定により当会社が特約年金を特約年金受取人の代理人に支払ったときは、その後特約年金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。
6. 第2回以後の特約年金の支払および特約年金の未支払分の現価の一時支払の場合、第1項から第5項までの規定を準用します。

第7条（特約の締結）

保険契約者は、主契約の契約日以後、主契約の保険金等の支払事由発生前に限り、当会社の定める取扱にもとづき、この特約を主契約に付加して締結することができます。

第8条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第9条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 当会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第10条（特約の解約）

保険契約者は、主契約の保険金等の支払事由発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第11条（特約の返還金）

この特約に対する解約返還金はありません。

第12条（特約の消滅）

主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅します。ただし、特約年金の支払事由が生じたときを除きます。

第13条（特約年金が支払われる場合の特約年金受取人に関する取扱）

特約年金が支払われる場合には、主契約の保険金等の支払事由が生じた時に、この特約にかかわる一切の権利義務が特約年金受取人に承継されます。

第14条（特約年金の支払回数の変更）

1. 保険契約者は、主契約の保険金等の支払事由発生前に限り、特約年金の支払回数を変更することができます。
2. 第1項の規定にかかわらず、第2条（特約年金の支払）第2項の規定によって定められた特約年金額が当会社の定める金額に満たない場合には、第2条第3項の規定にかかわらず、特約年金受取人は、当会社の定める取扱にもとづき、特約年金の支払回数を変更することができます。この場合、変更後の支払回数にもとづき第2条第2項の規定により特約年金額を計算します。
3. 第2項の規定にかかわらず、当会社の定める金額に満たない特約年金額について、変更後の支払回数にもとづき第2条第2項の規定により新たに計算した金額が、当会社の定める金額に満たないときは、特約年金の支払回数の変更は取り扱いません。ただし、当会社の定める金額に満たない特約年金を受け取るべき特約年金受取人が2人以上である場合、その特約年金額について、変更後の支払回数にもとづき新たに計算した金額のいずれかが当会社の定める金額以上となるときは、第2項の支払回数の変更を取り扱います。
4. 本条の規定により特約年金の支払回数を変更する場合、特約年金受取人が2人以上のときは、すべての特約年金受取人について、変更後の特約年金の支払回数は同一とします。
5. 特約年金の支払回数の変更をするときは、保険契約者（主契約の保険金等の支払事由発生後は特約年金受取人。ただし、特約年金の代理請求の場合はその代理人）は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。この場合、特約年金受取人が2人以上のときで、第2項の変更をするときは、特約年金受取人は共同して請求することを要します。

第15条（特約の社員配当金）

1. この特約の社員配当金の割当は、つぎに定めるところによります。
 - (1) 当会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、その年度末において有効な年金支払期間中のこの特約に対し、社員配当金を割り当てます。
 - (2) 第1号のほか、第1回の特約年金の支払日から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対しても、社員配当金を割り当てることがあります。
2. この特約の社員配当金の支払方法は、つぎに定めるところによります。
 - (1) 第1項第1号の規定によって割り当てた社員配当金は、つぎの事業年度における特約年金の支払日から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置いて、この特約が消滅したとき、または特約年金受取人から請求があったときに特約年金受取人に支払います。
 - (2) 第1項第2号の規定によって割り当てた社員配当金は、当会社の定める取扱にもとづき支払います。

第16条（主約款に定める保険金、死亡給付金および災害死亡給付金の支払方法の選択の取扱）

この特約が付加されている場合、主契約の保険金等および特約の保険金等については、主約款に定める保険金、死亡給付金および災害死亡給付金の支払方法の選択によるすえ置支払および年金支払は取り扱いません。

第17条（管轄裁判所）

この特約における特約年金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第18条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第19条（主契約に付加されている5年ごと配当付定期保険特約または5年ごと利差配当付定期保険特約の取扱）

主契約に付加されている5年ごと配当付定期保険特約または5年ごと利差配当付定期保険特約については、5年ごと配当付定期保険特約条項または5年ごと利差配当付定期保険特約条項の規定にかかわらず、5年ごと配当付年金払定期保険特約または5年ごと利差配当付年金払定期保険特約への変更は取り扱いません。

第20条（5年ごと配当付終身保険または5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付終身保険または5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主契約の全部について、保険契約者が、つぎのいずれかの特約条項を適用したときは、この特約は消滅します。
 - (ア) 5年ごと配当付年金支払移行特約条項
 - (イ) 5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項
 - (ウ) 5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項
 - (エ) 5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項
 - (オ) 5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項
 - (カ) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項
 - (キ) 5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項（H13）
 - (ク) 5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）
- (2) 主契約の一部について、保険契約者が、つぎの(ア)から(ク)までの特約条項（以下本条において「5年ごと配当付年金支払移行特約条項等」といいます。）を適用したときは、主契約のうち、5年ごと配当付年金支払移行特約条項等のいずれの特約条項をも適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が、解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅します。ただし、特約年金の支払事由が生じたときを除きます。
 - (ア) 5年ごと配当付年金支払移行特約条項
 - (イ) 5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項
 - (ウ) 5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項
 - (エ) 5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項
 - (オ) 5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項
 - (カ) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項
 - (キ) 5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項
 - (ク) 5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項
 - (ケ) 5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項（H13）
 - (コ) 5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）

第21条（引出機能付災害6割加算型変額年金保険等または積立利率変動型個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を引出機能付災害6割加算型変額年金保険、引出機能付災害4割加算型変額年金保険、引出機能付災害2割加算型変額年金保険、災害5割加算型変額年金保険、災害3割加算型変額年金保険、災害1割加算型変額年金保険、引出機能付災害2割加算型変額年金保険（H16）または積立利率変動型個人年金保険に付加した場合には、主契約の年金支払開始日が到来したときにこの特約は消滅します。

別表 1 請求書類

(1) 特約年金の請求書類

項 目		必 要 書 類
1	第 1 回の特約年金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 支払われることとなる主契約の保険金等および特約の保険金等の請求書類
	第 2 回以後の特約年金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 特約年金受取人の戸籍抄本 (3) 特約年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
	特約年金の未支払分の現価の一時支払	(1) 当会社所定の請求書 (2) 特約年金受取人の戸籍抄本 (3) 特約年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
2	第 1 回の特約年金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 支払われることとなる主契約の高度障害保険金および特約の保険金等の請求書類 (3) 特約年金受取人が特約年金を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (4) 主契約の被保険者および代理人の戸籍抄本 (5) 代理人の住民票と印鑑証明書 (6) 主契約の被保険者または代理人の健康保険証の写し
	第 2 回以後の特約年金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 特約年金受取人が特約年金を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (3) 主契約の被保険者および代理人の戸籍抄本 (4) 代理人の住民票と印鑑証明書 (5) 主契約の被保険者または代理人の健康保険証の写し (6) 年金証書
	特約年金の未支払分の現価の一時支払	(1) 当会社所定の請求書 (2) 特約年金受取人が特約年金を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (3) 主契約の被保険者および代理人の戸籍抄本 (4) 代理人の住民票と印鑑証明書 (5) 主契約の被保険者または代理人の健康保険証の写し (6) 年金証書
(注) 1. 上記の書類は、当会社の本社または当会社の指定した場所に提出してください。 2. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

(2) その他の請求書類

項 目		必 要 書 類
1	特約年金の支払回数の変更	(1) 当会社所定の保険契約内容変更請求書 (2) 保険契約者（主契約の保険金等の支払事由発生後は特約年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券
2	積み立てた社員配当金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 特約年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
(注) 1. 上記の書類は、当会社の本社または当会社の指定した場所に提出してください。 2. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		